



## 議案 2・3 回収業務に関する協定の締結について

### 回収業務に関する協定（案）

債権回収会社 2 社（(株)整理回収機構・系統債権管理回収機構(株)）と回収業務に関する協定を別添のとおり締結する。



貯金保険機構施行規則の規定に合わせ、回収業務に関する協定を再締結する。

## 概要

- 貯金保険機構は、債権回収会社と協定を締結し、資産の買取り・回収等を委託できる。
- 今般、協定の規定について、貯金保険法施行規則の規定との整合を図ることとしたもの。

### 【現行協定】

(株)整理回収機構 平成17年2月14日付け締結

系統債権管理回収機構(株) 平成17年2月3日付け締結

- なお、協定に基づく回収業務の委託内容に実質的な変更はない。

## 締結日

主務大臣による認可後、速やかに新協定を締結

## 回収業務に関する協定

農水産業協同組合貯金保険機構（以下「甲」という。）と系統債権管理回収機構株式会社（以下「乙」という。）は、農水産業協同組合貯金保険法（昭和 48 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 74 条に規定する回収業務（以下「回収業務」という。）に関し、同条に規定する協定を下記のとおり締結する。

第 1 条 乙は、甲から法第 77 条第 1 項の規定による経営困難農水産業協同組合の資産の買取りの委託の申出を受けた場合において、甲との間でその申出に係る委託の契約を締結したときは、当該委託に係る資産を甲に代わって買い取り、その買い取った資産に係る回収業務を行うものとする。

第 2 条 乙は、毎事業年度、次項及び第 3 項に掲げる金額の当該事業年度の合計額から、第 4 項に掲げる金額の当該事業年度の合計額を控除してなお残額があるときは、当該残額に相当する金額を、当該事業年度の終了後 3 月以内に甲に納付するものとする。

2 乙が本協定の定めにより経営困難農水産業協同組合又は法第 61 条第 2 項に規定する合併等を行った農水産業協同組合から買い取った資産（以下「買取資産」という。）のそれぞれにつきその取得価額を上回る金額で回収を行ったことその他の次の各号に定める事由により利益が生じたときは、当該利益の金額としてそれぞれ当該各号に定める金額

一 買取資産である金銭債権（以下「買取金銭債権」という。）について弁済を受けた金額（当該弁済が代物弁済によるものである場合には、当該代物弁済により譲り受けた資産の処分等により得られた金額をいい、当該代物弁済により土地又は建物（以下「土地等」という。）の取得をし、当該取得をした土地等を譲渡した場合において、当該土地等について乙が支出した金額のうち、その支出により当該土地等の取得の時に当該土地等につき通常管理又は修理をするものとした場合に予想されるその支出の時に当該土地等の価額を増加させる部分の額に対応する金額（以下「資本的支出の額」という。）があるときは、当該資本的支出の額を控除した残額をいう。以下同じ。）が当該買取金銭債権の取得価額（資産の買取りの対価の額をいう。以下この条において同じ。）を上回ったこと。当該弁済を受けた金額と当該買取金銭債権の取得価額との差額に相当する金額

二 買取資産である土地等（以下「買取土地等」という。）の譲渡の対価として支払を受けた金額（当該買取土地等について乙が支出した金額のうち資本的支出の額があるときは、当該資本的支出の額を控除した残額。以下この号及び第 4 項第 3 号において同じ。）が当該買取土地等の取得価額（回収業務の用に供する買取資産である建物にあっては、第 8 条第 1 項の規定により資産買取業務委託費と

して支払を受けた当該建物の償却費の累積額を控除した額。以下この号及び第4項第3号において同じ。)を上回ったこと。当該支払を受けた金額と当該買取土地等の取得価額との差額に相当する金額

三 買取土地等以外の買取資産の譲渡の対価として支払を受けた金額が当該買取土地等以外の買取資産の取得価額(回収業務の用に供する買取土地等以外の買取資産にあつては、第8条第1項の規定により資産買取業務委託費として支払を受けた当該買取土地等以外の買取資産の償却費の累積額を控除した額。第4項第4号において同じ。)を上回ったこと。当該支払を受けた金額と当該買取土地等以外の買取資産の取得価額との差額に相当する金額

四 買取資産である有価証券(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第1項に規定する有価証券をいう。)、金銭信託の受益権並びに消費税法施行令(昭和63年政令第360号)第9条第1項第1号から第3号まで及び同条第2項に規定するもの(以下「買取有価証券等」という。))についてその償還金、払戻金又は残余財産の分配金として支払を受けた金額が当該買取有価証券等の取得価額を上回ったこと。当該支払を受けた金額と当該買取有価証券等の取得価額との差額に相当する金額

五 買取金銭債権に係る貸倒引当金からの戻入れを行ったこと。当該戻入れを行った貸倒引当金の額に相当する金額

3 買取資産のそれぞれにつき次項第1号又は第2号に掲げる事由に該当して損失の生じた買取金銭債権につき、当該損失の生じた事業年度の翌事業年度以後弁済を受けたことにより当該損失が減少をしたときは、当該弁済を受けた金額に相当する金額

4 買取資産のそれぞれにつきその取得価額を下回る金額で回収を行ったことその他の次の各号に掲げる事由により損失が生じたときは、当該損失の金額としてそれぞれ当該各号に定める金額

一 買取金銭債権について弁済を受けた金額が当該買取金銭債権の取得価額を下回ったこと(当該買取金銭債権に係る債務者の財産の状況、支払能力等からみて当該弁済以外の弁済を受けることができないことが明らかである場合又は当該買取金銭債権に係る債務の全部が履行されている場合に限る。)。当該買取金銭債権の取得価額と当該弁済を受けた金額との差額に相当する金額

二 買取金銭債権に係る債務者の財産の状況、支払能力等からみて当該買取金銭債権の全額について弁済を受けることができないことが明らかとなったこと。当該買取金銭債権の取得価額に相当する金額

三 買取土地等の譲渡の対価として支払を受けた金額が当該買取土地等の取得価額を下回ったこと。当該買取土地等の取得価額と当該支払を受けた金額との差額に相当する金額

四 買取土地等以外の買取資産の譲渡の対価として支払を受けた金額が当該買取土地等以外の買取資産の取得価額を下回ったこと。当該買取土地等以外の買取

資産の取得価額と当該支払を受けた金額との差額に相当する金額

五 買取有価証券等についてその償還金、払戻金又は残余財産の分配金として支払を受けた金額が当該買取有価証券等の取得価額を下回ったこと。当該買取有価証券等の取得価額と当該支払を受けた金額との差額に相当する金額

六 買取金銭債権に係る貸倒引当金への繰入れを行ったこと。当該繰入れを行った貸倒引当金の額に相当する金額

第3条 乙は、第1条の規定による資産の買取りを行ったときは、速やかに、当該資産の買取りに係る回収業務の実施計画及び資金計画を作成し、甲の承認を受けるものとする。

第4条 乙は、前条の実施計画又は資金計画を変更しようとするときは、あらかじめ、甲の承認を受けるものとする。

第5条 乙は、債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）第21条の規定により事業報告書を法務大臣に提出しようとするときは、併せて、これを甲に提出するものとする。

第6条 乙は、本協定の定めによる回収業務の実施に支障が生じたときは、甲の指導・助言を受けるため、速やかに甲に報告するものとする。

2 甲は、乙による回収業務の実施に必要な指導・助言を行うものとする。

第7条 甲は、第1条に規定する委託の申出をするときは、委員会（法第14条に規定する委員会をいう。以下同じ。）の議決を経て、法第77条第1項各号の決定に係る資産の買取りの価格、第9条に規定する損失の補填その他当該委託に関する条件を定め、これを乙に対して提示するものとする。

第8条 甲は、事業年度の半期ごとの当初に、当該半期に回収業務を行うために必要な費用（回収業務の用に供する資産の償却費の額を含むものとし、買取土地等及び買取金銭債権に係る資本的支出の額を除く。以下同じ。）に充てるため、乙に対し、資産買取業務委託費を概算払するものとする。

2 前項のほか、乙が事業年度の半期途中で新たに買取資産を取得する場合その他甲が必要と認める場合は、当該半期途中で、甲、乙協議の上、甲は、乙に対し、資産買取業務委託費を追加して概算払することができるものとする。

3 乙は、事業年度の半期ごとに、第1号及び第2号に掲げる金額の当該半期の合計額から第3号に掲げる金額の当該半期の合計額を控除してなお残額があるときは、当該残額に相当する金額を、当該半期の終了後3月以内に甲に納付するものとする。

一 前2項の規定により甲が乙に対して支払った資産買取業務委託費の額

二 買取債権等から生じた果実等に相当する金額

三 乙が回収業務を行うための費用として使用した金額

4 甲は、乙の事業年度の各半期において、前項第3号に掲げる金額の当該半期の合計額から同項第1号及び第2号に掲げる金額の当該半期の合計額を控除してなお残額があるときは、乙に対し、当該半期の終了後3月以内に、当該残額に相当する金額を交付するものとする。

第9条 甲は、毎事業年度、乙の各事業年度において、第2条第4項に掲げる金額の当該事業年度の合計額から同条第2項及び第3項に掲げる金額の当該事業年度の合計額を控除してなお残額があるときは、乙に対し当該残額に相当する額の損失の補填を行うものとする。

第10条 甲は、本協定の定めによる資産の買取りのために必要とする資金その他の本協定の定めによる回収業務の円滑な実施のために必要とする資金について、その資金の貸付け又は乙によるその資金の借入れに係る債務の保証申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、委員会の議決を経て、当該貸付け又は債務の保証を行うものとする。

第11条 乙は、第1条の規定による資産の買取りに関する契約又は前条に規定する債務の保証の対象となる資金の借入れに関する契約の締結をしようとするときは、あらかじめ、当該締結をしようとする契約の内容について甲の承認を受けるものとする。

第12条 甲は、乙が本協定の定めによる回収業務の円滑な実施のために必要とする資金の融通のあっせんに努めるものとする。

第13条 甲は、法第74条に規定する業務を行うため必要があるときは、乙に対し、本協定の実施又は財務の状況に関し報告を求めることができる。

第14条 第1条から前条までに規定する事項の実施に関して、必要がある場合は、甲、乙協議の上、細則を定めるものとする。

第15条 甲、乙いずれかに生じた理由により本協定の実施に不都合が生じた場合は、甲、乙協議の上、本協定を解除又は変更することができる。

第16条 本協定書の作成その他本協定の締結のために必要な費用は、全て乙の負担とする。

第17条 本協定の効力は、法令（法、農水産業協同組合貯金保険法施行令（昭和48年政令第201号）及び農水産業協同組合貯金保険法施行規則（昭和48年大蔵省令・農林省令第1号）をいう。以下同じ。）に従うものとする。

2 本協定の規定のうち法令に従い規定されているものの内容は、当該法令の定めるところによるものとする。

3 法令の定めのない事項を本協定の内容として定める場合及び当該事項について変更する場合は、甲、乙協議の上、決定するものとする。

第18条 本協定は、令和 年 月 日から効力を生ずるものとし、これにより平成17年2月3日付け回収業務に関する協定（以下「旧協定」という。）は、その効力を失うものとする。

2 旧協定第1条の規定に基づく委託の契約及び回収業務は、本協定の効力発生日（以下「効力発生日」という。）以後、全て第1条の規定に基づく委託の契約及び回収業務とみなす。

3 旧協定に基づく買取資産は、本協定の効力発生日以後においては、本協定に基づく買取資産とみなす。

本協定書は2通作成し、甲及び乙が各1通保有するものとする。

令和 年 月 日

東京都千代田区丸の内3丁目3番1号  
甲 農水産業協同組合貯金保険機構  
理 事 長 庄司 裕宇

東京都豊島区東池袋3丁目23番14号  
乙 系統債権管理回収機構株式会社  
代表取締役社長 田口 琢也